

介護保険法(平成9年法律123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	指定年月日	状態	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	指定有効 期限年月日	代表者名	代表者職種
3761590060	訪問看護 介護予防訪問看護	宇多津訪問看護ステーション	769-0210	香川県綾歌郡宇多津町 165-4	080-5142- 5737	0877-32-3188	2022/9/15	指定	株式会社キリュウ	香川県仲多度郡多度津町 南鴨112番地5	2028/9/14	川西 竜二	代表取締役